

件名	地方独立行政法人山梨県立病院機構業務方法書の変更について
内 要	<p>1. 業務方法書改正の必要性</p> <p>地方独立行政法人法が平成29年6月9日に改正され、平成30年4月1日（一部は平成32年4月1日）から施行されることとなった。</p> <p>法律改正前においては、地方独立行政法人の運営はその自主性が尊重され、知事が設置した評価委員会による業務実績評価、会計監査人の監査による外部からの事後的な検証が原則であった。</p> <p>しかし、今回の法改正では監事の権限が強化されるとともに、業務方法書※に「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」を定めることとされたことから、内部統制体制及び規程の整備を行うこととなった。</p> <p>※業務方法書</p> <p>地方独立行政法人が業務開始の際に、法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類。変更に当たっては知事の認可が必要となる。</p> <p>2. 業務方法書に次の内容を追加した</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 基本方針及び法令、定款等に基づく業務執行に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 内部統制の基本方針及び役職員の倫理に関する事項（第5条、第6条） ② 理事の権限及び分掌（第7条） (2) 中期計画の策定過程、進捗管理、業務実績報告が理事会において適切に行われること（第8条） (3) 内部統制システム及びリスク管理を行う体制の整備（第9条、第10条） (4) 大規模災害時等における事業継続計画の策定（第11条） (5) 情報システムに係るリスク対策、セキュリティの確保（第12条～第14条） (6) 監事監査の実施について（第15条～第17条） (7) 内部監査の実施に関する事項（第18条） (8) 内部通報・外部通報制度の整備（第19条） (9) 入札・契約事務を適切に執行するための体制の整備（第20条） (10) 運営費負担金を含む予算の適正な執行を確保するための体制の整備（第21条） (11) 個人情報の適切な管理及び公開に関する事項（第22条） (12) 職員の人事・懲戒に関する事項（第23条） (13) 研究開発業務における不正防止に関する耐性の整備（第24条） <p>3. 規程等の整備</p> <p>2. に記載した事項を整備するため、以下の規程等の制定、改正を平成30年度中に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 内部統制の推進に関する規程等（第9条関係） (2) リスク評価と対応に関する事項（第10条関係）

	<p>(3) 監事及び監事監査に関する規程等（第16条関係）</p> <p>(4) 地方独立行政法人山梨県立病院機構内部監査規程の一部改正（第18条関係）</p> <p>(5) 内部通報及び外部通報に関する規程等（第19条関係）</p> <p>(6) 入札及び契約に関する規程（第20条関係）</p> <p>(7) 文書管理規程の整備（第22条関係）</p>
	<p>4. 今後の手続き</p> <p>業務方法書の変更は、評価委員会の意見を聴き、知事が認可することとなる。</p> <p>また、業務方法書の変更に伴う規程等の整備、組織の整備については平成30年度中に行うこととなるため、整備が完了したものから順次理事会に諮ることとする。</p>
特 記 事 項	<p>平成30年4月1日から施行する。</p> <p>ただし、3.に規定する規程等は平成30年度中に整備する。</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構 業務方法書 新旧対照表

目次	改正後	改正前
第1章 総則（第1条－第3条）		
第2章 業務の方法に関する事項（第4条）		
第3章 業務の適正性を確保するための体制の整備に関する事項（第5条－第24条）		
第4章 業務の委託に関する基準（第25条・第26条）		
第5章 契約に関する基本的事項及び雑則（第27条・第28条）		
第1章 総則		
(目的)		
第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成22年山梨県規則第1号）の規定に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。		
(業務運営の基本方針)		
第2条 法人は、法第25条第1項の規定により山梨県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。		
(病院の設置及び運営)		
第3条 法人は、山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とするため、地方独立行政法人山梨県立病院機構定款（以下「定款」という。）第19条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。		

第2章 業務の方法に関する事項	改正後	改正前
(法人の行う業務)		(法人の行う業務)
第4条 法人は、定款第20条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。		第4条 法人は、定款第17条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。
(1) 医療の提供 (2) 医療に関する調査及び研究 (3) 医療に関する技術者の研修 (4) 医療に関する地域への支援 (5) 災害時における医療救護 (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務	(1) 医療の提供 (2) 医療に関する調査及び研究 (3) 医療に関する技術者の研修 (4) 医療に関する地域への支援 (5) 災害時における医療救護 (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務	2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。
		第3章 業務の適正性を確保するための体制の整備に関する事項 (内部統制に関する基本方針)
		第5条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、山梨県の条例又は他の法令に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。 2 法人は、前項の内部統制システムを整備するため、規程、規則、要綱、要領その他の定め（以下この章及び附則において「規程等」という。）を定めるものとする。
		(役職員の倫理等に関する事項)
		第6条 役員及び職員（以下「役職員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、地方独立行政法人山梨県立病院機構役員規程（平成22年規程第1号）及

改正後	改正前
<p>び地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則（平成22年規程第9号）等に基づき、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を擧げてこれに専念するとともに、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。</p> <p>（理事の権限及び理事分掌）</p> <p>第7条 理事は、定款及び地方独立行政法人山梨県立病院機構理事会規程に基づき、理事会の意思決定に関与し、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理しなければならない。</p> <p>2 法人は、理事の分掌を決定し、これを公表するものとする。</p> <p>（中期計画の策定及び評価に関する事項）</p> <p>第8条 法人は、理事会において次の各号に掲げる事項を審議、評価するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中期計画等の策定過程 (2) 中期計画等の進捗管理体制 (3) 中期計画等に基づき実施する適正な業務の実績評価 (4) 中期計画等の進捗状況のモニタリング (5) モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成 (6) 知事が行った業務実績評価の結果に基づく業務運営の改善状況 <p>（内部統制システムの推進）</p> <p>第9条 法人は、内部統制システムを整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役職員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めるものとする。</p> <p>2 法人は、内部統制システムに関する事務を統括する役職員その他の内部統制システムの整備の推進ための体制について決定するものとする。</p> <p>3 法人は、前項の体制に基づき、モニタリングを行ったために必要な規程等を整備することとする。</p>	

改正後	改正前
<p>4 内部統制システムに関する事務を統括する役職員は、定期的な連絡の機会を設け、内部統制システムに関する事務を統括する役員に対し、必要な報告が定期的に行われるることを確保することとする。</p> <p>(リスク管理)</p> <p>第10条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするために、業務フローの整理並びに業務フローの各段階におけるリスク及びその発生原因の分析並びに必要な規程等の整備に努めることともに、以下の取組を行ふものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) リスク管理に係る事務を統括する部署の設置 (2) 把握したリスクを低減するための検討 (3) 把握したリスクに対する評価の定期的かつ継続的な見直し (4) 把握したリスクに関する周知の体制及び周知における留意事項の整理 <p>(事故等に係る計画)</p> <p>第11条 法人は、事故、災害その他の緊急時における業務の継続のための以下の事項を定めた事業継続計画、大規模災害時対策マニュアル等を整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画、マニュアル等に基づく訓練等の実施 (2) 緊急事態発生時ににおける対策本部の設置及び当該本部の構成員 (3) 緊急事態発生時ににおける初動体制 (4) 緊急事態発生時ににおける情報収集の迅速な実施 <p>2 法人は、施設の定期的な点検及び必要な補修の実施を行うものとする。</p> <p>3 法人は、山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）に規定する事業者の責務を有するとともに、事業者として必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(情報の伝達)</p> <p>第12条 法人は、理事長から役員への意思の伝達や、職員から役員への危機管理、内</p>	

改正後	改正前
<p>部統制に係る情報その他の必要な情報の伝達が確実に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(情報システムに係るリスク対策)</p> <p>第13条 法人は、情報システムに係るリスクへの対策として必要な取組を行うこととし、その状況について、定期的な点検を行うものとする。</p>	<p>(情報セキュリティの確保)</p> <p>第14条 法人は、情報システム利用者規程（平成21年4月情報セキュリティ部会決定）、診療情報データの二次利用について（平成21年3月情報セキュリティ部会決定）等の規程を遵守するとともに、情報漏えいの防止に係る取組を推進するものとする。</p> <p>2 法人は、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）及び「山梨県個人情報保護条例の解釈及び運用基準」等を遵守し、個人情報の適切な管理にあたり必要とされる取組を着実に実施することもに、取組の実施状況に関する点検を定期的に行うものとする。</p> <p>(監事監査等)</p> <p>第15条 監事は定款の定めるところにより監査を行う。</p> <p>(監事監査のための適切な措置)</p> <p>第16条 法人は、監事監査の円滑かつ適切な実施のため、以下の事項が確保されるよう、必要な規程等を定め、適切な措置を講じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 役職員による監事及び監査に関する業務の支援に従事する職員への協力 (2) 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務 (3) 監事による役職員への文書提出や説明の要請権限 (4) 監事の重要な会議への出席 (5) 監事及び会計監査人の連携

	改正後	改正前
(6) 監事及び内部監査担当部署との連携		
(7) 監査に関する業務の支援に従事する職員の独立性		
(8) 監事による法第13条第5項に基づく法人の財産の状況の調査権限		
(9) 監事による法第13条第6項に規定する規則で定める書類の調査		
(10) 監査の結果の業務への適切な反映		
2 法人は、前項に定める監事及び監事監査に関する規程等を定め、又はこれを変更する場合には、監事の意見を聽かなければならぬ。		
(監事監査のための体制の整備)		
第17条 法人は、理事長、監事及び会計監査人の意思疎通を確保できるよう、定期的な連絡の機会を設けるなど、必要な体制の整備を行うものとする。		
(内部監査に関する事項)		
第18条 法人は、地方独立行政法人山梨県立病院機構内部監査規程（平成22年規程31号）に基づき内部監査を実施するとともに、内部監査の結果を内部統制・リスク管理委員会に報告する。		
(内部通報・外部通報に関する事項)		
第19条 法人は、次の各号に掲げる事項を定めた内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するとともに、内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みを整備するものとする。		
(1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置		
(2) 内部通報者及び外部通報者の保護		
(入札・契約に関する事項)		
第20条 法人は、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程（平成22年規程第20号）、地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程（平成22年規程第21号）		

改正後	改正前
<p>又は地方独立行政法人山梨県立病院機構会計事務取扱規程に次の各号に掲げる事項を規定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 役職員からなる契終監視委員会の設置 (2) 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針 (3) 談合情報がある場合の緊急対応 (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立 (5) 隨意契約とすることが必要な場合の明確化 <p>(予算の適正な配分に関する事項)</p> <p>第21条 法人は、運営費負担金運を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。</p> <p>(情報の適切な管理及び公開に関する事項)</p> <p>第22条 法人は、情報の適切な管理及び公開に關し、山梨県情報公開条例（山梨県条例（平成11年山梨県条例第54号）、山梨県個人情報保護条例並びに山梨県個人情報保護条例の解釈及び運営基準を遵守するとともに、地方独立行政法人山梨県立病院機構行政文書管理制度（平成22年規程第32号）に基づき、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、法令により規定されている場合を除き、財務情報を含む法人情報のWeb等での公開に関する規程等を整備するものとする。</p> <p>(職員の人事・懲戒に関する事項)</p> <p>第23条 法人は、地方公務員法、地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員任用規程（平成22年規程第12号）等に基づき、業務の適正性を確保するために、職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関する事項を処理しなければならない。</p>	

改正後	改正前
(研究開発業務に関する事項)	
<p>第24条 法人は、地方独立行政法人山梨県立病院機構における研究活動上の不正防止等に関する規程等に定めがある場合を除き、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に關し、次の各号に掲げる体制を整備するものとする。</p> <p>(1) 研究開発業務の評価に関する以下の体制 イ 研究統括部門における研究評価体制 ロ 研究予算の配分基準の明確化</p> <p>(2) 研究開発業務における不正防止に関する以下の体制 イ 厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識と明確化 ロ 研究費の適正経理 ハ 経費執行の内部けん制 ニ 論文ねつ造等研究不正の防止 ホ 研究内容の漏えい防止（知財保護） ヘ 研究開発資金の管理状況把握</p>	
<p>第4章 業務の委託に関する基準</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第25条 法人は、定款に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができます。</p>	<p>第4章 業務の委託に関する基準</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができます。</p>
<p>(委託契約)</p> <p>第26条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。</p>	<p>(委託契約)</p> <p>第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。</p>
<p>第5章 契約に関する基本的事項及び雑則</p> <p>(競争入札その他の契約に関する基本事項)</p>	<p>第5章 契約に関する基本的事項及び雑則</p> <p>(競争入札その他の契約に関する基本事項)</p>

改正後	改正前
<p>第27条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争入札の方法によるものとする。ただし、法人の規程で定める場合は、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第28条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関する必要な事項は、法人の規程に定める。</p>	<p>第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争入札の方法によるものとする。ただし、法人の規程で定める場合は、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第8条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関する必要な事項は、法人の規程に定める。</p>
<p>附 則</p> <p>(施行日)</p> <p>この業務方法書は、山梨県知事の認可があつた日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行日)</p> <p>この業務方法書は、山梨県知事の認可があつた日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行日)</p> <p>この業務方法書は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>1. この業務方法書は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2. 地方自治法等の改正に関する法律(平成29年法律第54号)による改正後の地方独立行政法人法第22条第2項において規定される法人の業務の適正を確保するための体制の整備のため、次に掲げる規程等は、平成31年3月31日までに整備するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 内部統制の推進に関する規程等(第9条関係) (2) リスク及びその発生原因の分析並びに必要な規程等(第10条関係) (3) 監事及び監事監査に関する規程等(第16条関係) (4) 地方独立行政法人山梨県立病院機構内部監査規程(第18条関係) (5) 内部通報及び外部通報に関する規程等(第19条関係) (6) 入札及び契約に関する規程等(第20条関係) (7) 情報の適切な管理及び公開に関する当(第22条関係)